（海上運送利便確保実施計画の認定の申請）

第三十二条の十二　法第二十六条の八第一項の規定により海上運送利便確保実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　地方公共団体の名称

二　法第二十六条の七第二項各号に掲げる事項

2　前項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

（海上運送利便確保実施計画の変更の認定の申請）

第三十二条の十三　法第二十六条の八第四項の規定により認定海上運送利便確保実施計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　地方公共団体の名称

二　変更しようとする事項（新旧の対照を明示すること。）

三　変更の理由

2　前項の申請書には、当該海上運送利便確保実施計画に係る海上運送利便確保事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3　第一項の場合において、別表第三の三の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、前項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

（認定を要しない海上運送利便確保実施計画の軽微な変更）

第三十二条の十四　法第二十六条の八第四項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第二十六条の七第二項第一号及び第二号又は第四号から第八号までに掲げる事項の変更のうち、地番区域の名称の変更その他の海上運送利便確保事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更

二　法第二十六条の七第二項第三号に掲げる事項の変更のうち、実施予定期間の六月以内の変更

2　法第二十六条の八第五項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

第九節　地域旅客運送サービス継続事業

（地域旅客運送サービス継続実施計画の記載事項）

第三十三条　法第二十七条の二第二項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

第七節　地域旅客運送サービス継続事業

（地域旅客運送サービス継続実施計画の記載事項）

第三十三条　法第二十七条の二第二項第七号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）